

第 1 編 総 論

第 1 章 名寄市の責務、計画の位置づけ、構成等

名寄市（以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（名寄市長（以下「市長」という。）及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び北海道（以下「道」という。）の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、また、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、道、近接市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関による国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

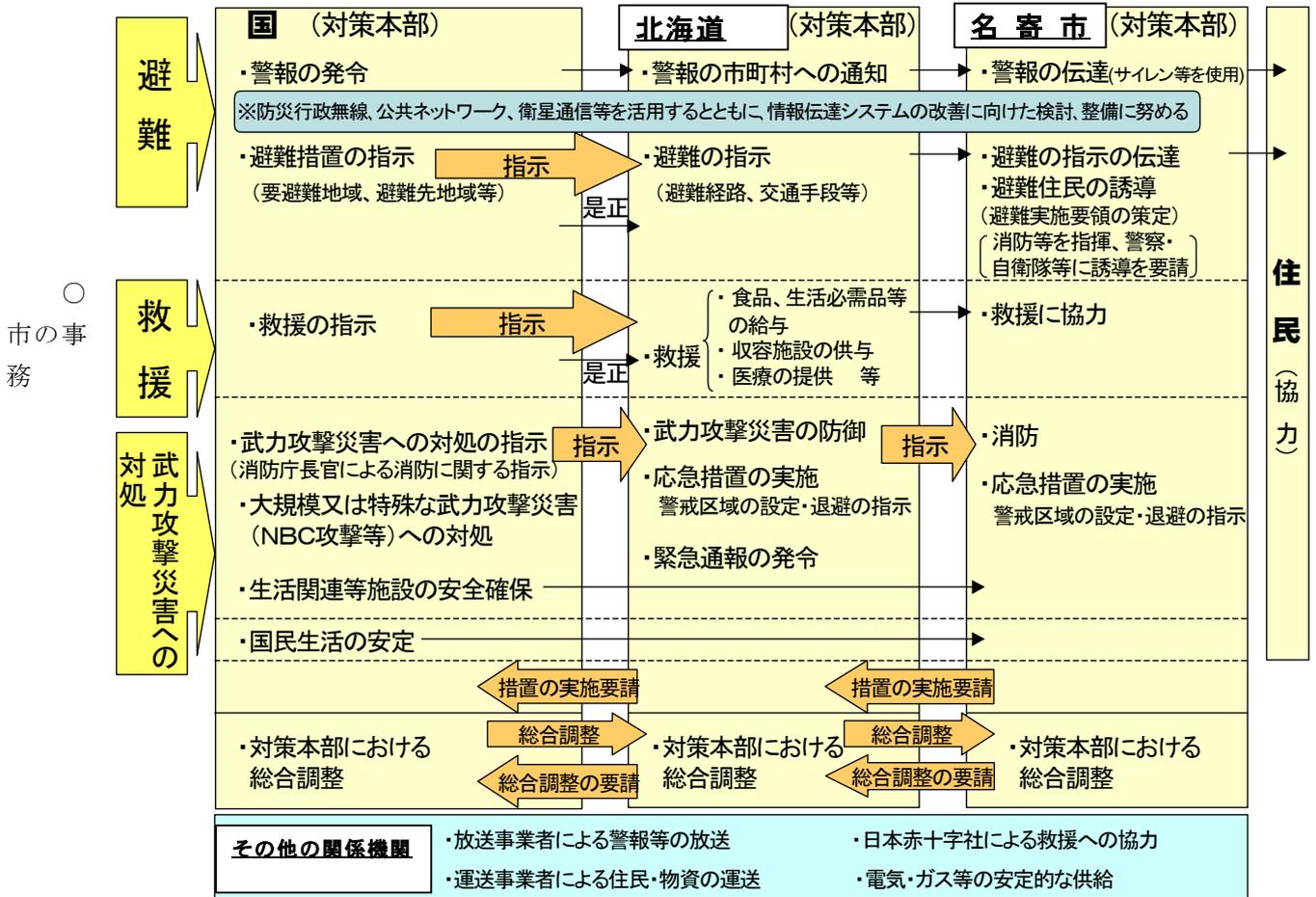
【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施

	<p>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</p> <p>10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
--	--

※ 消防は、一部事務組合を構成している。

○ 関係機関の連絡先

	機 関 名	住 所	電話番号（内線）	FAX 番号
関係指定行政機関、関係指定地方行政機関等	旭川開発建設部（防災担当官）	旭川市宮前通東 4155 番 3 号	0166-32-1111(2192)	0166-32-0545
	旭川開発建設部名寄河川事務所	名寄市西 6 条南 9 丁目	3-3184	01654-2-0969
	旭川地方気象台（防災業務課）	旭川市宮前通東 4155 番 3 号	0166-32-7102	0166-32-6407
	上川総合振興局（地域創生部地域政策課）	旭川市永山 6 条 19 丁目	0166-46-5918	0166-45-5204
	陸上自衛隊第 3 普通科連隊	名寄市字内淵 84 番地	3-2137(221)	3-2137
	名寄警察署	名寄市大通南 1 丁目	2-0110	3-8385
	旭川建設管理部士別出張所	士別市西 4 条北 1 丁目	0165-23-2191	01655-22-1678
	旭川建設管理部美深出張所	美深町西 3 条北 2 丁目	01656-2-1081	01656-2-1061
	上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室	名寄市東 5 条南 3 丁目	3-3121	3-3224
	名寄消防署	名寄市西 4 条北 3 丁目	3-3319	3-3931
その他の関係機関	日本郵便株式会社名寄郵便局	名寄市西 1 条南 2 丁目	3-3611	2-1574
	北海道電力（株）名寄営業所	名寄市西 3 条南 4 丁目	3-2131	3-0474
	JR 北海道宗谷北線運輸営業所	名寄市東 2 条南 6 丁目	3-2512	3-0684
	日本通運（株）名寄支店	名寄市大通南 6 丁目	3-2141	3-2146
	（社）上川北部医師会	名寄市西 5 条北 2 丁目	2-5311	2-5621
	名士バス（株）	名寄市西 4 条南 10 丁目	2-4151	3-6427

第 4 章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

市は北・北海道の天塩川が形成する名寄盆地のほぼ中央に位置し、東西には北見山地と天塩山地が連なっている。東は、雄武町・下川町、西は幌加内町、南は士別市、北は美深町と境界を接している。

面積は 535.23K m²(名寄地区 314.62K m²、風連地区 220.61K m²)で、主な山岳には市北東にピヤシリ山(987m)があり、一級河川には士別市から市内を経て天塩町まで続く天塩川がある。

(2) 気候

市は内陸特有の寒暖の差が激しく、年間温度差は 60 度 C にも及ぶ。夏季は昼夜の寒暖差が大きく、冬季は寒気が激しく、降雪量も多い気象条件を有している。平年の積雪の初日は 11 月中旬、終日は 4 月下旬であり、年間降雨量は約 1,000mm、年間積雪量は平坦部で約 120 cm に達する。

【名寄市の降水量等】

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪の深さ 合計 (cm)	最深積雪 (cm)
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1989～2010	1981～2010	1981～2010
資料年数	30	30	30	30	30	22	30	30
1月	54.6	-9.4	-4.7	-15.8	1.7	64.0	208	90
2月	41.2	-9.0	-3.3	-16.2	1.7	90.5	162	104
3月	45.3	-3.6	1.4	-9.8	2.2	133.6	140	102
4月	45.7	3.8	9.2	-1.7	2.4	157.5	36	57
5月	57.5	10.4	17.2	3.6	2.6	186.5	0	0
6月	58.6	15.4	22.2	9.2	2.0	168.3	0	0
7月	112.9	19.2	25.5	13.9	1.8	145.4	0	0
8月	121.9	20.1	25.9	15.2	1.7	141.9	0	0
9月	131.6	14.8	21.1	9.4	1.7	139.1	0	0
10月	117.0	8.1	14.1	2.9	2.1	109.9	3	2
11月	112.1	1.2	5.1	-2.7	2.3	52.1	112	35
12月	79.6	-5.4	-1.8	-10.3	2.0	42.4	229	67
年	969.2	5.5	11.0	-0.2	2.0	1431.4	884	///

(3) 人口分布

市の人口は 29,048 人(平成 27 年国勢調査結果)で、名寄地区が全人口 86.2% の 25,046 人、風連地区が全人口 13.8% の 4,002 人となっている。

年齢別人口構成では、15 歳から 64 歳までの生産年齢階層が 20,208 人で全体の約 70% を占めている。65 歳以上は、8,794 人で全体の約 30% を占めている。

【国勢調査人口】

人口一覧表(2015 年)

男	14,072 人
女	14,976 人
人口合計	29,048 人
世帯数	13,086 世帯

2019 年 1 月現在の人口一覧表

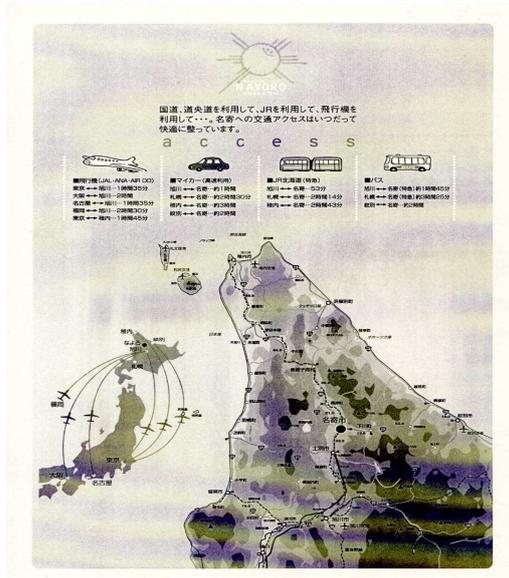
年月	男性	女性	合計	世帯数
2019 年 01 月	13,456 人	14,113 人	27,569 人	14,206 戸

(4) 道路の位置等

国道 40 号が JR 宗谷線に並行して市内を縦断しており、また、名寄バイパス（全長 19.5Km）は、名寄市と美深町を結ぶ国道 40 号のバイパスである。この道路は自動車専用道路で、道央自動車と一体となって広域的・地域的交通の役割を担っている。

(5) 空港の位置等

旭川市へは約 77Km、(国道 40 号利用で約 1 時間 20 分)、旭川空港へは約 100Km(車で約 2 時間)、札幌市へは約 213Km(国道 40 号及び国道 12 号利用で約 4 時間 30 分、道央自動車利用で約 2 時間 30 分)、南に隣接している士別市は約 22Km(国道 40 号利用で約 20 分)の距離にある。東京から旭川までは、飛行機で約 1 時間 35 分、大阪からは約 2 時間である。



(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、陸上自衛隊名寄駐屯地が市街地から北方約 4Km に所在する。

天塩川と名寄川の合流点に位置し、我が国最北端の駐屯地で、昭和 27 年 10 月 20 日第 3 普通科連隊を基幹として開設され、現在 9 個の単位部隊が駐屯している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来